

令和4年第3回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年3月31日(木) 13時40分
出席委員 (19名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (名)	
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長 内田 大作 次長兼グループ長 古江 洋一 サブリーダー 有村 真一 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開会 13 時 40 分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和4年第3回霧島市農業委員会総会を開催いたします。まず、本日の総会は、マスクの着用や換気など、感染対策を講じながら進めてまいります。なお、現地調査等の報告につきましては、委員の皆様からの口頭による報告をお願いいたします。申請地につきましては、タブレットで航空写真データがご覧いただけますので、各自確認をお願いいたします。 それでは、総会を進めてまいります。まず、本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成

	立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。 議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は5番委員と6番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。議事に入る前に、議案第3号 農地法第4条の国分1と議案第4号 農地法第5条の国分3は、議事参与となりますので、別途審議いたします。 それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は、所有権移転4件、利用権設定92件、中間管理権の設定1件の合計97件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が37件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数8筆、面積9,253㎡、利用権設定92件、筆数170筆、面積281,661㎡、中間管理権の設定1件、筆数1筆、面積3,512㎡、このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは質疑なしと認めます。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのこと。お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の意見決定につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が15件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。まず国分の1を13番委員。
13番委員	1番を報告いたします。本議案については、現地が広瀬地区のため、3月19日に4番委員に調査して頂きました。調査の結果不耕作地であったため、譲受人の※※さんに連絡を取り、現状の

	<p>ままでは許可ができない旨を伝え、畑に復元してくださいとのお願いをしたところです。後日、3月27日に畑に復元したとの報告を受けましたので、再度、4番委員に調査をしてもらい復元されたことを確認しております。それでは報告します。申請地は国分児童体育館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,016㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の2を17番委員。
17番委員	<p>2番を報告します。申請地は市宮名波ハイタウンの西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,658㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の3と4を18番委員。
18番委員	<p>3番と4番を続けて報告いたします。まず3番です。申請地は牧内公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には受人の※※さんが令和13年12月31日までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は135,164㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に4番を報告いたします。申請地はこがのもりコミュニティ広場の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は18,165㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の5を3番委員。
3番委員	<p>5番について報告いたします。申請地は横頭公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,376㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川の6を9番委員。
9番委員	<p>6番を報告いたします。申請地は正牟田活性化センターの北に位置し、現況は畑です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,280㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>

議長（会長）	同じく横川の 7 から 9 を 12 番委員。
12 番委員	<p>7 番から 9 番まで続けて報告します。まず 7 番です。申請地は上小脇活性化センターの東及び南及び西に位置し、現況は田及び畑である。申請地には譲受人が使用収益権を設定している。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 17,527 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 8 番。申請地は霧島温泉駅の北に位置し、現況は田である。申請地には譲受人が使用収益権を設定している。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 17,285 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 9 番です。申請地は山口公民館の北西に位置し、現況は田及び畑である。申請地には※※さんが令和 13 年 6 月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 18,075 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島の 10 を 2 番委員。
2 番委員	<p>10 番を報告します。申請地は遠見塚団地の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 7,373 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の 11 を 5 番委員。
5 番委員	<p>11 番を報告します。申請地は松山公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,633 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山の 12 と 13 を 15 番委員。
15 番委員	<p>12 番と 13 番は受人が同一で、申請地が隣接しているので一括して報告します。申請地は新原ふれあい広場の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 8,441 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく、福山の 14 と 15 を 19 番委員に代わり 7 番委員。
7 番委員	<p>14 番と 15 番を代理報告いたします。まず 14 番です。</p> <p>申請地は福山運動場の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設</p>

	<p>定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,101㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして15番について報告します。申請地は下牧之原公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は83,140㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。</p> <p>〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。</p>

△ 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の1は議事参与になりますので、別途審議いたします。それでは、調査委員の報告を求めます。まず、溝辺の2を16番委員。</p>
16番委員	<p>2番を報告いたします。申請地は瀬竹自治公民館の北東に位置し、現況は一部造成済である。なお、平成25年頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものですが、一部造成済みであります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、横川の3を9番委員。</p>
9番委員	<p>3番を報告します。申請地は丸岡公園の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、牧園の4を11番委員。</p>
11番委員	<p>4番を報告します。申請地は田原団地の北西に位置し、現況は植林済である。なお、平成31年3月頃植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人の5を5番委員。</p>

5 番委員	5 番を報告します。申請地は隼人中学校の東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和 56 年 4 月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするもので、既に実行済である。また、隣接する宅地の 428.93 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 470.93 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員の報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分の 1 を除き許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は国分の 1 を除き許可することに決定をいたしました。次に、国分の 1 を審議いたしますので、13 番委員は退席をお願いいたします。
	〔13 番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。国分の 1 を 16 番委員。
16 番委員	1 番を報告します。申請地は上小川小学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は農産物販売所兼事務所 1 棟、農機具倉庫 1 棟、駐車場を建設するもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきましてご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分の 1 を許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、国分の 1 は許可することに決定いたしました。ここで 13 番委員の退席を解きます。13 番委員は着席をお願いします。
	〔13 番委員着席〕
議長（会長）	13 番委員に報告します。国分の 1 は許可することに決定いたしました。 つきましては、4 月 8 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 27 件提出されていますので、この処分について審議を求めます。なお、国分の 3 は議事参与になりますので、別途審議いたします。それでは、調査委員の報告を求めます。まず、国分の 1 と 2 を 16 番委員。
16 番委員	1 番について報告いたします。申請地は久保田公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するもので

	<p>あり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして2番について報告いたします。申請地は久保田公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の4から横川の7を17番委員。
17番委員	<p>まず4番です。申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は事務所1棟と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして5番。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は一部耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして6番。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして7番。申請地は木浦公民館の東に位置し、現況は通路である。なお、平成20年頃、通路にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は通路にするものであり、すでに実現済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の8を13番委員。
13番委員	8番を報告いたします。申請地は下井公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分の9と10を18番委員。
18番委員	9番と10番を続けて報告いたします。まず9番です。申請地は重久団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。

	<p>続けて 10 番。申請地は新清水団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の 11 から 14 を 1 番委員。
1 番委員	<p>まず 11 番です。申請地は岩穴公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>12、13、14 番は隣接しており、同じ転用計画ですので、一括して説明いたします。申請地は溝辺総合支所の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺の 15 を 3 番委員。
3 番委員	<p>15 番を報告します。申請地は市営原村団地の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺の 16 を 14 番委員。
14 番委員	<p>16 番について報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北に位置し、現況は樹園地である。農地区分は東側の 3 分の 1 程度が 2 種農地のその他の農地、西側の 3 分の 2 程度が 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は運動場と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川の 17 を 9 番委員。
9 番委員	<p>17 番。申請地は丸岡公園の西に位置し、現況は畑である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園の 18 を 11 番委員。
11 番委員	<p>18 番について報告いたします。申請地は大霧公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>

議長（会長）	次に霧島の 19 を 2 番委員。
2 番委員	19 番。申請地は戸田公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の 20 から 22 を 5 番委員。
5 番委員	<p>20 番から 22 番まで報告します。まず 20 番を報告します。申請地は野久美田公民館の南西に位置し、現況は畑である。なお、平成 11 年 1 月 26 日に 5 条許可、一般住宅不履行、造成済の経緯書が添付されています。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして 21 番を報告します。申請地は隼人中学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は事務所 1 棟、モデルルーム 2 棟、駐車場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地 5 条申請地の 1,006.29 m²を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 1,905.29 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして 22 番を報告します。申請地は隼人中学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅 2 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人の 23 から 25 を 7 番委員。
7 番委員	<p>まず 23 番について報告します。申請地は西瓜川原公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>24 番を報告します。申請地は山野公民館の東に位置し、現況は田と畑である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅 8 棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして 25 番について報告します。申請地は日当山小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>

議長（会長）	同じく隼人の 26 を 10 番委員。
10 番委員	26 番を報告いたします。申請地は内山田団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山の 27 を 15 番委員。
15 番委員	27 番を報告します。申請地は牧之原小学校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、調査委員の報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定につきましては、国分の 3 を除き許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は国分の 3 を除き許可することに決定いたしました。次に、国分の 3 を審議いたしますので、13 番委員は退席をお願いいたします。
	〔13 番委員退席〕
議長（会長）	それでは調査委員の報告を求めます。国分の 3 を 16 番委員。
16 番委員	3 番を報告いたします。申請地は上小川小学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は農産物販売所兼事務所 1 棟、農機具倉庫 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
事務局	既存の施設をご存じの方はわかると思いますが、結構高い建物になっていますが、今回建てる建物については、被害防除計画書の中に 6m 程度の高さに抑えるということでしたので、周辺の農地に影等の影響は出てこないのではという形です。
議長（会長）	只今の報告につきまして、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定の国分の 3 は、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、国分の 3 は許可することに決定いたしました。それでは 13 番委員の退席を解きます。13 番委員は着席をお願いいたします。
	〔13 番委員着席〕
議長（会長）	13 番委員に報告します。国分の 3 は許可することに決定いたしました。つきましては、4 月 8 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第 5 号「農地法第 5 条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 3 件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の 1 を 18 番委員。
18 番委員	1 番を報告します。申請地は重久団地の南に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は貸駐車場を建設するものである。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されています。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の 2 を 5 番委員。
5 番委員	2 番を報告します。申請地は隼人中学校の西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は共同住宅 2 棟、駐車場を建設するものである。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、隼人の 3 を 10 番委員。
10 番委員	3 番を報告します。申請地は内山田団地の南に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は貸資材置場を建設するものである。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲に農地はないため特に問題はないと思われる。周囲に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。以上で、令和 4 年第 3 回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。それでは、「その他」について何かありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、ないようですので、それでは事務局。
事務局	〔事務局より「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の説明〕
議長（会長）	はい、タブレットの一番最後のページにも記載されておりますのでご覧いただきたいと思えます。この指針案につきましては、各地区の推進会のなかで検討もされていると思えますので、直接お諮りいたします。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」案につきまして、承認される方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長（会長）	<p>全員賛成です。よって、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」案につきましては、承認することに決定をいたしました。今後、この指針をもとに活動をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ほかに皆様方から何かございませんか。</p>
事務局	〔事務局より議案の一部修正を報告〕
議長（会長）	<p>それでは他にないようですので、会議を終了させていただきます。</p> <p>以上で、令和4年第3回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。</p>
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14 時 45 分

5 番 _____

6 番 _____

19 番 _____